

仙台青葉学院短期大学 障がいのある学生に対する修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「障がいのある学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対する支援ポリシーを作成し、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学科長の責務)

第4条 学科長は、学長の命を受け、当該学科の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、教務委員会において審議し、策定する。

2 教務部長及び障がいのある学生が志望した学科又は所属する学科は、相互に連携し、前項の実施計画に従って障がいのある学生のための修学等の支援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(予算上の措置等)

第7条 学長は、この規程の目的を達成し、支援を遂行するため、必要な予算措置等を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第8条 障がいのある学生に対する支援に関する事務は、事務局において処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長及び学科長が別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年1月27日から施行する。